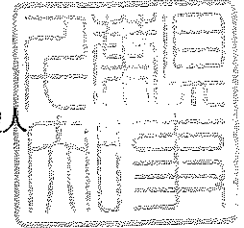


汚染土壌処理業許可証

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号  
 大平興産株式会社 代表取締役 山上 昌孝

土壌汚染対策法第23条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	令和 4年10月21日	
許可の有効期限	令和 8年 3月15日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	大平興産株式会社大塚山処分場	
汚染土壌処理施設の設置の場所	千葉県富津市高溝字左り沢395番1の一部及び396番1の一部	
汚染土壌処理施設の種類の	埋立処理施設 (内陸埋立処理施設)	
汚染土壌処理施設の処理能力	埋立処理施設 (内陸埋立処理施設) 埋立地の面積 69,148m <sup>2</sup> 埋立容量 1,269,328m <sup>3</sup>	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	第二溶出量基準以下 含有量の上限はなし

変更の内容	平成23年 3月16日	(新規) 汚染土壌処理業許可
	平成28年 3月 8日	(変更許可) 汚染土壌処理施設の能力(埋立面積・容量)
	平成28年 3月16日	(更新) 汚染土壌処理業許可
	平成29年12月26日	(変更届) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	平成30年 1月31日	(変更許可) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
	平成30年 3月 1日	(変更届) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	平成31年 2月25日	(変更届) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	令和 元年 6月 5日	(変更届) 役員(代表取締役)の変更
	令和 2年 1月17日	(変更許可) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	令和 2年 3月31日	(変更届) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	令和 2年12月14日	(変更許可) 汚染土壌処理施設の能力(埋立容量)
	令和 3年 3月16日	(更新) 汚染土壌処理業許可
	令和 3年 8月 5日	(変更許可) 汚染土壌処理施設の能力(埋立面積・容量)
	令和 3年 9月22日	(変更届) 役員の氏名及び住所の変更
	令和 4年 1月 5日	(変更届) 汚染土壌処理方法の変更(埋立容量変更なし)
	令和 4年 6月28日	(変更届) 汚染土壌処理方法の変更(埋立容量変更なし)
	令和 4年10月21日	(変更許可) 汚染土壌処理施設の能力(埋立面積・容量)